

### 利用低迷のマイナ受診

## 生活保護利用者にも

厚生労働省は3月1日  
日から、生活保護利用

者もマイナンバーカー  
ドで医療機関や薬局に  
かかるようにしま  
す。健康保険証と一体  
化したカード「マイナ  
保険証」の利用がトラ  
ブル続きで低迷するな  
か、マイナカードの普

及拡大につなげる考え  
です。

生活保護は利用開始  
に伴って保険証の返納  
が求められるため、医  
療機関や薬局にかかる  
には自治体の福祉事務  
所が発行する医療券・  
調剤券が必要です。  
厚生労働省は医療機関や

薬局に導入させた保険  
資格をオンラインで確  
認するシステムについ  
て、生活保護利用者の  
マイナカードも利用で  
きる仕組みづくりを推

進。カードによる「確  
実な資格・本人確認の  
実現」や、医療券・調  
剤券の送付・受け取り  
などの「コストや手間  
の軽減」がメリットだ  
と売り込んでいます。

ただ、カードでの受  
診をめぐる「資格  
情報が無効になる」  
「名前や住所が違ふ」  
などのトラブルが続  
出。生活保護利用者へ  
の拡大でトラブルがさ  
らに増える懸念もあり  
ます。また、利用者が  
急病などで、福祉事務  
所に指定された医療機

関以外に受診した場合  
は、従来どおり医療機  
関が福祉事務所に電話  
などで資格確認するよ  
う求めています。

利用者がカードを取  
得していない場合やオ  
ンラインシステムが未  
導入の病院などに受診  
する場合は、引き続き  
紙の医療券・調剤券を  
発行するとしています。

厚生労働省は医療機関や